

## 知的障害者等による臓器提供の取扱いの見直しについて

## 1. 現状

- 臓器の移植に関する法律の運用に関する指針（ガイドライン）第1 臓器提供に係る意思表示等に関する事項において、「知的障害者等の臓器提供に関する有効な意思表示が困難となる障害を有する者については、その意思表示等の取扱いについて、今後さらに検討すべきものであることから（中略）年齢にかかわらず、当面、その者からの臓器摘出は見合わせる」とされている。
- 一方で、民法上の遺言可能年齢等を参考として、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）の運用に当たっては、15歳以上の者の意思表示を有効なものとして取り扱うこととされている。知的障害者等及び15歳未満の者は、ともに本人の意思表示の有効性が認められていないが、15歳未満の者（知的障害者等を除く。）は両親等遺族の書面による承諾で臓器提供可能であることから、15歳未満の者において不整合が生じている。

	(患者年齢) <span style="float: right;">15歳</span>	
原則	(本人の意思表示不可) 遺族の書面による承諾（注1）	本人の意思表示 もしくは 本人の意思表示がない場合遺族の書面による承諾
知的障害者等	(本人の意思表示困難) 年齢にかかわらず不可（注2）	

（注1）平成22年の改正法により可能となった。（注2）平成9年の法制定時からの取扱い

- 2016年～2020年の5年間で、知的障害者等の臓器提供に関する有効な意思表示が困難となる障害を有する者として、判断能力が確認できず臓器提供が見合わされた事例は、22例であった。（日本臓器移植ネットワーク調べ）

## 2. 前提条件

## (1) 臓器提供の意思表示に関する規定

- ・ 本人が臓器提供の意思表示をしていた場合であっても、遺族が提供を拒む場合は、臓器提供は行われぬ。
- ・ 本人の臓器提供を拒否する意思表示は、遺族が摘出を承諾した場合であっても尊重される。

## (2) 意思表示の有効性について

- ・ 臓器を提供する旨の意思表示は、臓器摘出の意味と意思表示の効果を認

識・理解する能力を有する者によってなされた場合に限り、法的に有効なものとする。

(3) 臓器提供や脳死判定を拒否することについて

- ・ 臓器提供や脳死判定を拒否することについては、臓器を積極的に提供する意思表示と性格が異なるため、年齢にかかわらず有効である。

(4) 医療・ケアにおける意思決定支援の考え方について

- ・ 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン（平成 30 年厚生労働省）において、本人の意思が確認できない場合、家族等が本人の意思を推定できる場合には、その意思を尊重し、本人にとっての最善の方針をとることを基本とするとされている。

(参考) 医療以外の意思決定支援ガイドライン（※）について

※障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（平成 29 年障発 0331 第 15 号）

- ・ ノーマライゼーション理念の浸透や障害者の権利擁護が求められるなかで、障害者の自己決定の尊重に基づいて支援することの重要性は誰もが認識するところ。
- ・ 意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、可能な限り本人が自ら意思決定できるように支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討する。
- ・ 本人の障害による判断能力の程度は意思決定に大きな影響を与え、障害者の意思決定支援はそれぞれの障害の状態等において個別性が高く、その支援方法も多様なものである。
- ・ 意思決定支援の内容と結果における判断の根拠やそれに基づく支援を行った結果を記録しておく。

### 3. 整理するべき論点

○ 知的障害者を取り巻く環境の変化等を勘案し、知的障害者等による臓器提供の取扱いの見直しについて御議論をいただきたい。

(1) 15 歳未満の者における、不整合の是正について

(2) 上記以外の意思表示の取扱いについて